株式会社 DG フィナンシャルテクノロジーとの契約内容について

au じぶん銀行株式会社（以下、「当社」といいます。）は、2018 年 6 月 1 日に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」に基づき、電子決済等代行業者である株式会社 DG フィナンシャルテクノロジーとのじぶん銀行決済サービス（以下、「本サービス」といいます。）に係る契約に基づく公表内容の一部を公開いたします。

お客さまに損害が生じた場合における当該損害についての当社と電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

当社及び電子決済等代行業者は、本サービスに関して顧客に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、以下の各号に従い、顧客に生じた損害を賠償又は補償するものとします。

1. 電子決済代行業者は、顧客に生じた損害が、電子決済代行業者の責めに帰すべき事由による場合には、顧客に当該損害を賠償又は補償するものとします。電子決済代行業者は、既に顧客に生じた損害を顧客に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害が当社及び電子決済代行業者双方の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、当社に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上、当社と合意した額を求償することができるものとします。

2. 当社は、顧客に生じた損害が、当社の責めに帰すべき事由による場合には、顧客に当該損害を賠償又は補償するものとします。当社は、既に顧客に生じた損害を顧客に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害が当社及び電子決済代行業者双方の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、電子決済代行業者に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上、電子決済代行業者と合意した額を求償することができるものとします。

3. 顧客に生じた損害が、当社及び電子決済代行業者双方の責めに帰すべき場合には、当社及び電子決済代行業者は、双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、当該損害にかかる負担について誠実に協議の上、双方の負担額を決定のうえ、これを顧客に賠償又は補償するものとします。既に当社又は電子決済代行業者が顧客に生じた損害を顧客に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害が当社及び電子決済代行業者双方の責めに帰すべき事由によるものであるときは、双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上、相手方に対し、合意した額を求償することができるもの

とします。

4. 顧客に生じた損害が、 当社又は電子決済代行業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかではないときは、当社及び電子決済代行業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行うものとします。

電子決済等代行業者が取得したお客さまに関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置・電子決済代行業者が当該措置を行わない場合に当社が行うことができる措置に関する事項

1. 電子決済代行業者は、電子決済代行業者担当業務に関し、電子決済代行業者又はその委託元の電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報(以下「利用者情報」という。)の適正な取扱い及び安全管理のため、並びに業務の執行が法令に適合することを確保するため、当社が別途定める基準に従ったセキュリティ及び顧客保護の体制(顧客情報の適正な取扱い及び安全管理にかかる体制を含む。以下同じ。)を維持するものとします。

2. 当社は、電子決済代行業者のセキュリティ及び顧客保護の体制がこの定める基準を満たしていない可能性があると客観的かつ合理的な事由により判断する場合、当社及び電子決済代行業者で事前協議のうえ、 電子決済代行業者に対し、報告の徴求資料提出、立入検査、是正措置の要求その他必要な措置(以下、総称して「是正措置等」という。)を行うことができるものとし、電子決済代行業者が、相当かつ合理的な期間内に上記事前協議に基づく適切な是正措置等を講じない場合、又は、上記事前協議による是正措置等の確定に適切な協力をしない場合（上記事前協議による是正措置等の確定を遅延させる行為を行った場合を含む。)、当社は、顧客に対するじぶん銀行決済サービスの提供の停止、原契約の解除その他必要な措置を行うことができるものとします。なお、本項に基づく立入検査については、電子決済代行業者の同意を得て行うものとしますが、電子決済代行業者は、 拒絶する客観的かつ合理的な事由がない限り同意するものとし、実務上可能な範囲内でこれに協力するものとします。

電子決済等代行業者再委託者の業務に関して当該電子決済代行業再委託者が取得した利用に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために電子決済等代行業者が行う措置・電子決済代行業者が当該措置を行わない場合に当社が行うことができる措置に関する事項

1. 電子決済代行業者は、電子決済等代行業再委託者の委託を受けて電子決済代行業者担当業務を行う場合、当該電子決済等代行業再委託者との間の契約において必要な事項を規定することにより、当該電子決済等代行業再委託者をして顧客情報の適正な取り扱い及び安全管理に関して電子決済代行業者が当社に対して負担する義務と同等の義務を負わせ、これを遵守させるとともに、当該電子決済等代行業再委託者に対して、必要に応じて報告を求め、指導や是正措置の要求等を行うものとします。

2. 当社は、電子決済代行業者の委託元である電子決済等代行業再委託者のセキュリティ及び顧客保護の体制が当社の定める基準を満たしていない可能性があると客観的かつ合理的な事由により判断する場合、又は、電子決済代行業者が上記 1.に基づく指導や是正措置の要求等を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断する場合、電子決済代行業者に対し、当該電子決済等代行業再委託者からの業務受託の中止を求めることができるものとし、電子決済代行業者がこれに応じない場合には、顧客に対するじぶん銀行決済サービスの提供の停止、原契約の解除その他必要な措置を行うことができるものとします。